



こうして、生衛法は昭和32年6月に制定された組合の先人たちの努力と団結、繰り返しの行動力が新しい法律を産み出した



※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)

生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として**同業組合**の設立が認められました

生活衛生関係営業同業組合 18業種

サービス関係
理容、美容、興行、ホテル・旅館、簡易宿所、下宿、公衆浴場、クリーニング

飲食関係
すし、めん類、中華、社交、料理、一般飲食、喫茶、食鳥肉、食肉、氷雪



昭和32年～33年にかけて各地で続々組合が設立され**組合加入率は90%以上**でした。各組合の全国連合会も誕生しました

生衛法は、その後、昭和54年、平成12年に大改正が行われています。

⑦

こうして生衛法に基づき設立された生衛組合は――

生活衛生関係営業のお役立ちアプリ せいえいNAVI

無料



をご活用ください

アプリのインストールとご利用は無料です。二次元バーコードよりインストールしてください



iPhone版



Android版

- 🏠 新着情報** 融資・補助金情報、セミナー・講習会情報、感染症対策等公衆衛生関連情報、生衛業に関するタイムリーな情報をいち早くお届けしています
- 🔍 検索機能** 生衛業関連の情報をカテゴリー、地域、業種、キーワードの条件で探すことができます
- 🌟 先進事例** 経営改善の先進的な事例をテーマ（収益性、集客力、お客様満足度等）、業種、地域で絞って検索し閲覧できます
- 📊 経営診断** 質問に回答していく形式で、自店の強み・弱みを診断し、自店にあった経営支援マニュアルを参照できます
- ▶ 経営支援** 経営や営業の一助となる各種情報を映像で配信しています

配信中

せいえいちゃんねる 映像はこちらから

YouTube 生活衛生業者のためのYouTubeちゃんねる

都道府県指導センターは、このような仕事をしています

- 主な業務**
- ・経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
 - ・設備資金・運転資金の融資相談・指導
 - ・衛生・経営等の無料セミナーの実施
 - ・都道府県・保健所等と協力、生衛業に関する最新情報の収集・提供
 - ・消費者に対する生活衛生業の啓発、苦情相談の実施 等
- 指導センターは、昭和54年の生衛法改正に基き、各都道府県に一つ設置された生衛業のための指導機関です

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

お問い合わせはお近くの都道府県指導センターまで

〇〇県指導センター 検索

2025年8月



生活衛生同業組合の成り立ちと役割

生活衛生同業組合（生衛組合）は、地域住民・地域経済のための活動をしています



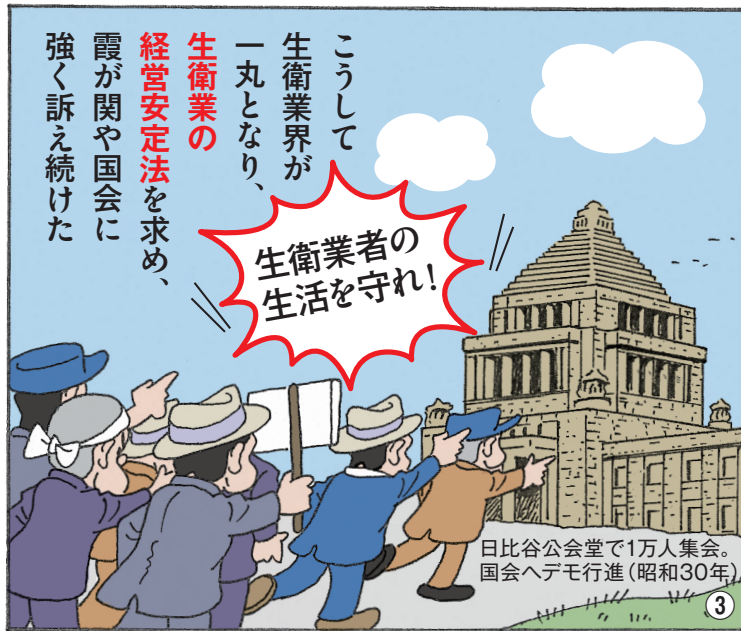
生活衛生関係営業（生衛業）とは生衛法に規定された次の18業種の総称です。

サービス関係 理容、美容、興行、ホテル・旅館、簡易宿所、下宿、公衆浴場、クリーニング

飲食関係 すし、めん類、中華、社交、料理、一般飲食、喫茶、食鳥肉、食肉、氷雪

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

【生衛法と生衛組合の成り立ち】



※生衛業界は、既存の衛生規制(業法)では解決できない料金や営業方法などに対する法的規制が必要と考え、関係業界に共通する生衛業者の生活を守るための「経営安定法」を求めた。

生衛法に基づき設立された生活衛生同業組合は、国や都道府県、保健所等と協力し、地域の公衆衛生に貢献しています。

生衛業は、国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供する重要な業種であるため、生衛業者には国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る使命があります。そのため生活衛生同業組合(生衛組合)は、国や都道府県の指導・支援を受け、衛生水準の維持向上、経営の健全化を図り地域の経済活性化に貢献する役割を担っています。さらに近年では地域文化の継承や非常事態時の支援活動等、地域住民を守り行政に協力するなど多様な活動を展開しています。



組合員のため

- 団体保険制度で経費節約
- 特別利率の融資制度特典
- その他様々な経費節減特典
- 最新情報入手
- 無料相談の利用
- 各種イベント参加、人脈形成

生衛業界のため

- 業界代表機能
- 交際費課税の損金算入制度
- 消費税の軽減税率制度
- 受動喫煙防止対策
- その他業界振興を図る活動の実施

行政のため

- 行政施策に対応した生衛サービス提供で公衆衛生の維持・向上を推進
- 営業者の自主衛生管理によるHACCPの推進
- 高齢者に対する支援サービス提供の推進
- 大規模災害時の支援協定締結等

生衛組合の役割

地域住民のため

- 健康・美容増進サービスを提供
- 高齢者対策など地域福祉の推進
- 安全・安心な生衛サービスを提供
- 賠償保険加入でお客様の安全・安心確保
- 利用者・消費者利益の擁護

地域経済のため

- 生衛業は地域活性化の一翼
- 生衛業の雇用吸収力(雇用創出)
- 商店街形成の主要業種として貢献
- インバウンドの受け入れ
- 暮らしやすい街・快適な街づくり

地域社会のため

- 高齢者に対する生活支援サービスの提供(地域包括ケアシステム)
- 利用者交流、地域コミュニティの場の提供
- 地域文化、食文化の継承
- 各種ボランティア活動